

# 茨木市都市計画審議会における常務委員会の設置について

平成 30 年 5 月 24 日

## 1. 常務委員会の設置について

(常務委員会)

第 8 条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の権限に属する事項のうち軽易なもので、あらかじめ審議会が指定するものを処理する。

3 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員（臨時委員及び専門委員を含む。）若干人で組織する。

茨木市都市計画審議会条例第 8 条に基づき、都市計画審議会は常務委員会を設置することができる。常務委員会は、都市計画審議会の権限に属する事項のうち軽易なもので、あらかじめ審議会が指定するものを処理する。

生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に係る調査審議のため、「生産緑地担当」常務委員会を設置する。

また、平成 30 年度にかけて策定予定の立地適正化計画に関する調査のため、「立地適正化計画担当」常務委員会を設置する。

各常務委員会は、会長及び会長が指名する委員（臨時委員及び専門委員を含む。）で構成する。常務委員会の運営に係る事項については、会長が審議会に諮って要領に定める。

## 2. 専門委員について

(臨時委員及び専門委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査に参加し、当該調査が終了するまでの間在任する。

茨木市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項に基づき、審議会は、特別の事項として生産緑地地区に係る事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができ、市長がこれを任命する。

また、同条第 2 項に基づき、審議会は、専門の事項として立地適正化計画に係る事項を調査させるため、専門委員を置くことができ、市長がこれを任命する。

平成30年度茨木市都市計画審議会常務委員会(生産緑地地区)  
委員名簿

(委員)

区分	分野	氏名	職・経歴
学識経験者	都市計画	建山 和由	立命館大学理工学部教授
	環境	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授
	法律	藤里 純子	弁護士
	商工業	木村 正文	茨木商工会議所専務理事
市民		平田 義行	
		美濃部 慎子	

(臨時委員)

茨木市農協推薦	岡本康夫	茨木市農業協同組合代表理事組合長
茨木市農業委員会推薦	大上眞明	茨木市農業委員会会長

平成30年度茨木市都市計画審議会常務委員会(立地適正化計画)  
委員名簿

(委員)

区分	分野	氏名	職・経歴
学識経験者	都市計画	建山 和由	立命館大学理工学部教授
		澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科教授
		秋山 孝正	関西大学環境都市工学部教授
	環境	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授
	福祉	鈴木 依子	京都女子大学家政学部准教授
	法律	藤里 純子	弁護士
	商工業	木村 正文	茨木商工会議所専務理事
関係行政機関の職員		長井 順一	茨木土木事務所長
市民		平田 義行	
		美濃部 慎子	

(専門委員)

防災	紅谷 昇平	兵庫県立大学防災教育研究センター准教授
農業・緑	加我 宏之	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授
医療	肥塚 浩	立命館大学専門職大学院経営管理研究科教授